

# 令和8年度四街道市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理）

## I 一般廃棄物（ごみ）処理計画

1 計画区域 四街道市全域

### 2 一般廃棄物（ごみ）の排出量及び種類

(1) 排出量 24,651 t/年

(2) 種類

廃棄物の種類		排出量（t/年）
可燃ごみ		14,035
プラスチック・ビニール類		1,588
不燃ごみ		580
粗大ごみ		500
資源物	びん類	3,221
	缶類	
	古紙類	
	繊維類	
	ペットボトル	
廃食油		
有害ごみ		20
小型家電（拠点回収）		1
資源物（再資源化物集団回収）		592
事業系一般廃棄物		4,114

### 3 一般廃棄物（ごみ）の処理主体

(1) 収集運搬

①家庭から排出される一般廃棄物（ごみ）

廃棄物の種類	収集運搬の主体
可燃ごみ	市（委託）
プラスチック・ビニール類	
不燃ごみ	
資源物	
粗大ごみ	市（委託）、排出者、 一般廃棄物処理業許可業者
小型家電（拠点回収）	市（直営）
犬、猫等の死骸	市（直営、委託）、排出者

②家庭から排出される一時多量ごみ

引越し等に伴い一時的に多量に排出されるごみについては、排出者が自ら市の施設に搬入又は市が許可した一般廃棄物処理業許可業者に収集運搬を委託し、市の施設等で処理するものとする。

③事業所から排出される一般廃棄物（ごみ）

廃棄物の種類	収集運搬の主体
事業系一般廃棄物	排出者、一般廃棄物処理業許可業者

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者は、ごみの減量に努め、分別を徹底し、資源化業者や許可業者を活用するなどして、積極的に再資源化に取り組むこととする。

排出者自ら廃棄物を処理できない場合には、排出者が自ら搬入または市の許可業者に委託して収集運搬し、市の施設等で処理を行うものとする。なお排出者自ら直接市の施設に搬入する場合は、廃棄物の種類、量等について、クリーンセンターと事前に協議の上、登録を行うものとする。

(2) 中間処理

廃棄物の種類	処理方法	処理主体
可燃ごみ（剪定枝以外）	焼却	市
可燃ごみ（剪定枝）	資源化	委託
プラスチック・ビニール類	圧縮及び梱包（一部資源化）	市
不燃ごみ	選別及び破碎、資源化	委託、売払い先事業者
粗大ごみ	選別及び破碎	市
資源物	びん類	委託
	缶類	
	古紙類	売払い先事業者
	繊維類	
	ペットボトル	
廃食用油	資源化	
有害ごみ	選別（一部資源化）	市
小型家電	資源化	売払い先事業者

4 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

①発生回避・発生抑制・再利用・再資源化の推進

- ア マイバックやマイボトルの利用促進
- イ プラスチック類の分別徹底
- ウ 紙類の分別徹底
- エ 過剰包装辞退に関する啓発
- オ 食品ロス削減に係る啓発
- カ フードドライブの実施
- キ 「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクトの推進
- ク 再資源化物集団回収の普及促進（補助金の交付）
- ケ 拠点回収（乾電池、ペットボトルキャップ、使用済みインクカートリッジ、小型家電、使い捨てコンタクトレンズの空ケース、使用済みペン）の実施
- コ 環境学習（小中学生向け授業、出前講座、講習会等）の実施

## ②再資源化の方法及び量

### ア 分別収集による資源化

「剪定枝」、「プラスチック・ビニール類」、「資源物（びん類、缶類、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油）」、有害ごみ（蛍光灯、乾電池、小型充電式電池等）を収集し、資源化を図る。

・指定法人ルートによる再資源化

→びん類（カレット）、プラスチック・ビニール類の一部

・独自ルートによる再資源化

→剪定枝、びん類、缶類、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油、有害ごみ（蛍光灯、乾電池、小型充電式電池等）、小型家電

### イ 再資源化物集団回収の普及促進（補助金の交付）

再資源化物集団回収を行う団体及び回収業者等に対し補助金を交付し、再資源化の促進を図る。

回収見込量 592 t/年

<回収品目>

紙類（紙パック、新聞、雑誌、段ボール、雑がみ）、繊維類、金属類（アルミ缶、スチール缶）、ペットボトル

## ③再資源化見込量

品目	見込量（t/年）
焼却施設からの資源化量 （剪定枝、鉄屑、灰溶融処理）	211
粗大ごみ処理施設からの資源化量 （粗大ごみ、プラスチック・ビニール類、資源物（事業系、家庭系）、日本容器包装リサイクル協会）	1,122
資源物（委託選別） （びん類、缶類、古紙類、繊維類、ペットボトル、廃食油）	3,122
不燃ごみ（委託選別）からの資源化量	37
有害ごみ	20
小型家電（拠点回収）	1
再資源化物集団回収	592
合計	5,105

## （2）収集・運搬計画

### ①収集・運搬の主体

区分	収集・運搬の主体
生活系ごみ	直営※、委託業者、自己搬入
事業系ごみ	一般廃棄物処理業許可業者、自己搬入

※直営は高齢者、障がい者世帯を対象とした戸別収集に限る

②分別区分収集体制

区分	排出方法	収集回数	収集方式	
可燃ごみ（草・葉・小枝・剪定枝以外）	市指定ごみ袋（ピンク色）を使用して排出	3回/週	集積所方式	
可燃ごみ（草・葉・小枝）	市指定ごみ袋（ピンク色）または透明の中身の見える袋（50L以下）を使用して排出			
可燃ごみ（剪定枝）	幹の直径5cm以下、長さ50cm以下に切断し、1束を直径30cm程度に束ねて紐で縛って排出			
可燃ごみ（紙おむつ）	市指定ごみ袋（ピンク色）または透明の中身の見える袋（50L以下）を使用して排出 ※汚物は取り除く ※衛生面から袋を二重にする。			
不燃ごみ	市指定ごみ袋（オレンジ色）を使用して排出 ※ビデオテープは透明または半透明の袋を使用して排出 ※小型充電式電池が取り外せない製品は透明な袋を使用して排出	1回/月		
有害ごみ	専用容器（赤い缶）に入れて排出 ※小型充電式電池は透明な袋に入れて排出	1回/月	専用集積所	
資源物（プラスチック・ビニール類）	透明または半透明の袋を使用して排出	1回/週	集積所方式	
資源物	びん類			「無色びん」は白色、「茶色びん」は茶色、「その他びん」は青色の色別に専用コンテナに排出
	缶類			「黄色」の専用コンテナに排出
	古紙類			新聞・雑誌・段ボール・紙バックに分けて排出 雑がみは紙袋などに入れて紐で十字に縛る、または専用ネット（緑色）に入れて排出
	繊維類			紐で十字に縛って排出
	ペットボトル			専用ネット（オレンジ色）に入れて排出
	廃食油			中身の見える容器に移し替え、蓋をし、「青色」のコンテナに立てて入れる
粗大ごみ	直接搬入または戸別収集（予約制）			
拠点回収	乾電池、ペットボトルキャップ、使用済みインクカートリッジ、小型家電、使い捨てコンタクトレンズ空ケース、使用済みペンを市役所本庁舎等で回収			

(3) 中間処理計画

【市が行う中間処理】

ア 焼却施設

- ・処理方式 全連続燃焼式焼却炉（流動床）
- ・処理能力 165t/日（82.5t/24時間/2炉）
- ・所在地 四街道市山梨2002番地

イ 粗大ごみ処理施設

- ・処理方式
  - ・横型回転せん断衝撃式破碎機（粗大ごみ）
  - ・油圧二方締式圧縮+フィルム梱包式  
（プラスチック・ビニール類）
- ・処理能力
  - 15t/8時間
  - 5t/8時間（粗大ごみ）
  - 10t/8時間（プラスチック・ビニール類）
- ・所在地 四街道市山梨2002番地

【市が委託して行う中間処理】

ごみの種類及び処理の内容

区分	委託業者		中間処理の方法
可燃ごみ	JFE環境サービス株式会社 四街道事業所 (所在地) 千葉県四街道市山梨2002番地		焼却
資源物 (びん類)	全般	有限会社アサヒリサイクル (所在地) 千葉県四街道市大日1653番地	選別
		豊島硝子株式会社 二本松支店 (所在地) 福島県二本松市住吉42番地1	
	茶色びん	豊島硝子株式会社 松戸支店 (所在地) 千葉県松戸市松飛台418番地2	資源化
		ガラスリソーシング株式会社 本社工場 (所在地) 千葉県銚子市春日町740番地の1	
資源物(缶類)	有限会社アサヒリサイクル (所在地) 千葉県四街道市大日1653番地		選別
不燃ごみ	株式会社タケエイ 四街道リサイクルセンター (所在地) 千葉県四街道市長岡272番地1		選別・破碎
剪定枝	四街道市再資源化事業協同組合 (所在地) 千葉県四街道市四街道1丁目13番地26-202号		資源化
プラスチック・ ビニール類	JFE環境サービス株式会社 四街道事業所 (所在地) 千葉県四街道市山梨2002番地		圧縮・梱包
	JFEプラリソース株式会社 (所在地) 神奈川県川崎市水江町5番地1		資源化
	千葉産業クリーン株式会社 (所在地) 千葉県銚子市小浜町2950番地		焼却
有害ごみ	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所 (所在地) 北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1		再生化
粗大ごみ	JFE環境サービス株式会社 四街道事業所 (所在地) 千葉県四街道市山梨2002番地		中間処理

【市が売払いを行うもの】

ごみの種類及び処理の内容

区分	委託業者	内容
古紙類・繊維類	株式会社佐久間 (所在地) 千葉県千葉市美浜区新港232	資源化
ペットボトル	株式会社サン・クリーンサービス 千葉県千葉市稲毛区山王町289番地1	
	株式会社レポインターナショナル (所在地) 京都府京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町252番地1 四条烏丸アーバンライフビル101	
小型家電	株式会社リーテム (所在地) 東京都千代田区外神田3丁目6番地10号	
剪定枝	ビルマテル株式会社 (所在地) 東京都中央区日本橋茅場町1丁目7番5号 日経茅場町第二別館2階	

#### (4) 最終処分等計画

焼却灰及びプラスチック・ビニール類の一部、不燃残渣は最終処分及び再生処理としてその業務を千葉県内外の民間事業者へ委託する。

##### ①委託先の最終処分場（焼却灰、不燃残渣）

委託業者	所在地
千葉産業クリーン株式会社	千葉県銚子市小浜町2950番地
新和企業有限会社	茨城県北茨城市磯原町木皿824番地
ジークライト株式会社	山形県米沢市大字板谷315番地

##### ②委託先の再生処理施設

業者名	所在地	再生処理の方法
新日本電工株式会社	東京都中央区八重洲一丁目4番16号（東京建物八重洲ビル）	熔融処理

##### ③最終処分及び再生処理物量（見込）

・ 焼却灰（最終処分）	<u>2,050t/年</u>
・ 焼却灰（再生処理）	<u>100t/年</u>
・ 不燃残渣	<u>350t/年</u>

## 5 クリーンセンターでは処理を行わないごみ

油類（オイル、灯油等）、火薬類、建築廃材、コンクリート製品、砂利、砂、自動車・オートバイ部品、塗料、ピアノ、燃えがら（焼却灰等）、特定家庭用機器廃棄物（家電リサイクル法対象品目）、薬品類（劇物、毒物）、浴槽、プロパンガスボンベ、タイヤ（19インチ以下の乗用車用を除く）、ドラム缶 等

# 令和8年度四街道市一般廃棄物処理実施計画（生活排水処理）

## II 一般廃棄物（生活排水）処理計画

### 1 計画区域 四街道市全域

### 2 処理計画人口等

(1) 計画区域内人口	95,951人
(2) 合併処理浄化槽人口	11,855人
(3) 下水道人口	80,887人
(4) その他	
①単独処理浄化槽人口	977人
②非水洗化人口（汲み取り人口）	2,232人

### 3 合併処理浄化槽の普及・促進事業

#### (1) 高度処理型合併処理浄化槽の設置補助（5～50人槽）

既設の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を撤去し、し尿と生活雑排水を併せて処理することのできる高度処理型合併処理浄化槽を設置する人に対して設置費の一部を補助します。

#### (2) 普及啓発

浄化槽の保守点検・法定検査、清掃や高度処理型合併処理浄化槽の設置費補助事業について、広報誌やホームページ、パンフレットなどによる啓発を行います。

### 4 し尿・汚泥処理計画

#### 収集運搬

区分	収集形態	収集量/年	収集頻度	搬入先
し尿	許可業者	513	定期または申し込みの都度	印旛衛生施設 管理組合
浄化槽汚泥		5,844	浄化槽清掃実施の都度	
収集量合計		6,357		

単位：KL/年